

## 沖縄県食品ロス削減県民運動ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、沖縄県食品ロス削減県民運動のロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 ロゴマーク及びキャッチフレーズとは、別紙1に掲げるものとする。

### (使用に関する権利)

第3条 ロゴマーク及びキャッチフレーズに関する一切の権利は、県に帰属する。

### (使用目的)

第4条 ロゴマーク及びキャッチフレーズは、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図る目的で使用するものとする。

### (使用の範囲)

第5条 ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」(以下「パートナー」という。)として登録している事業者
- (2) その他、県がロゴマークの使用を認めたもの。

### (事前届出)

第6条 ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用する者は、使用開始日の10日前までにロゴマークおよびキャッチフレーズ使用申請書(第1号様式)を県に提出しなければならない。

### (使用の承認)

第7条 県は、前条の申請が次の各号に適していると認めるときは、ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認通知書(第2号様式)を使用者に交付するものとする。

- (1) 食品ロス削減推進の各種広報啓発活動及び広く県民への普及拡大を図るため使用するもの。
  - (2) ロゴマーク及びキャッチフレーズを営利目的で使用しないもの。
  - (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズの配色及びデザインを変更しないもの。
- 2 前項の承認には、必要な条件を付することができる。

### (使用に関する責任)

第8条 ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用した事案についての苦情等が発生した場合、一切の責任はロゴマーク及びキャッチフレーズの使用者に帰するものとし、使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければならない。

(使用の中止)

第9条 「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」登録制度実施要領第8条に基づき登録が中止になった場合、パートナーはロゴマーク及びキャッチフレーズを使用してはならない。

(使用の禁止)

第10条 使用者が第5条の承認を受けずにロゴマーク及びキャッチフレーズの使用を行った場合、その他使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対してロゴマーク及びキャッチフレーズの使用を禁止することができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月17日から施行する。

## 1 沖縄県食品ロス削減県民運動ロゴマーク



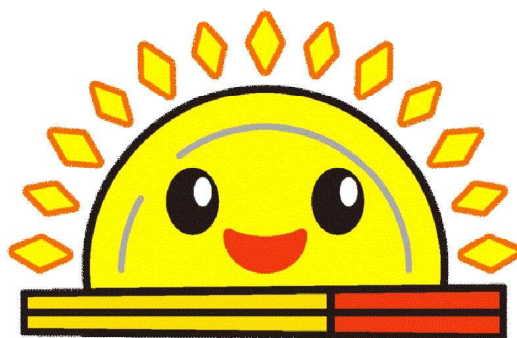
真ん中の黄色い半円は輝くお皿を表しています。残さず食べることでそのお皿が太陽のようにピカピカと輝き、そこから笑顔が生まれる様子をデザインしました。赤と黄色の箸【うめーし】を整列して配置し、『沖縄の食』『綺麗に食べること』の二つを表現しています。食品ロスをみんなで解決して光り輝く明るい未来を作っていきたいという願いが込められています。

## 2 沖縄県食品ロス削減県民運動キャッチフレーズ

『食品ロス 減らして 増やそう ゆいまーる』

「ゆいまーる精神」でもっともっと食品ロス削減運動が広がるようにとの願いが込められています。

〔組み合わせ例〕



『食品ロス 減らして 増やそう ゆいまーる』